

## 漁港漁場関係工事における冬期間の特殊養生の取り扱いについて

### 1. コンクリートの特殊養生の適用期間について

工事発注時期を問わずコンクリートの打設工程が12月1日から3月31日（工事場所が八戸市、三戸町、田子町、南部町、階上町、青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村、むつ市、東通村の場合は、11月21日から3月31日）にかかる場合に適用する。

※施工サイクル（支保～養生）のうち、1日でも対象期間にかかる場合は、特殊養生を適用する。

※但し、債務負担工事、翌債工事の発注年度内施工分には適用しない。

### 2. 養生用足場について

原則として計上しないものとする。

### 3. 市場単価を使用する場合の特殊養生費計上方法

#### ①根固ブロック、L型ブロック製作等及び上部工等

上記1の適用期間にコンクリート打設をする場合は、市場単価に一般養生費用が含まれているため、特殊養生費用と一般養生費用の差額を冬期養生費として市場単価に加算して計上する。

また、生コンクリートの冬期割増額は、令和5年度設計単価表に掲載の地区別単価を計上する。

#### 【市場単価加算額】

国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）令和5年度版

1m<sup>3</sup>当たり

養生工区分		ページ	差額
無筋構造物 (根固ブロック・上部工等)	①特殊養生（練炭）	Ⅱ-4-①-10	①-②
	②一般養生	Ⅱ-4-①-9	
鉄筋構造物 (L型ブロック等)	①特殊養生（ジェットヒータ）	Ⅱ-4-①-10	①-②
	②一般養生	Ⅱ-4-①-9	

#### ②ケーソン、セルラーブロック

上記1の適用期間にコンクリート打設をする場合は、「漁港漁場関係工事積算基準（令和5年度版）」第3章4節本体工\_ケーソン式 参考資料-5 特殊養生（ケーソン製作）により積算する。

また、生コンクリートの冬期割増額は、令和5年度設計単価表に掲載の地区別単価を計上する。

#### ③異形ブロック（消波ブロック、被覆ブロック、直立消波ブロック）

上記1の適用期間にコンクリート打設をする場合は、市場単価に給熱養生加算額を加算して計上する。

また、生コンクリートの冬期割増額は、令和5年度設計単価表に掲載の地区別単価を計上する。

### 4. 魚礁製作の特殊養生費積算方法

上記1の適用期間にコンクリート打設をする場合は、一般養生を行わない積算をし、別途「国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）令和5年度版」第2編共通工第4章コンクリート工（Ⅱ-4-①-10表5.6）により計上する。

また、生コンクリートの冬期割増額は、令和5年度設計単価表に掲載の地区別単価を計上する。